

「事務局レポート：仮名加工情報・匿名加工情報」について

令和4年3月30日

個人情報保護委員会事務局

「事務局レポート：仮名加工情報・匿名加工情報」について

- 仮名加工情報及び匿名加工情報の特徴や加工方法、取扱い上の留意点について事業者等の理解を深め、両情報の適正な利用を促進するために作成したもの。
- 平成29年2月に「事務局レポート：匿名加工情報」を公表し、平成27年改正個人情報保護法によって新設された匿名加工情報を作成する際の具体的な加工方法等を、事例を交え紹介。
- 令和2年改正個人情報保護法により仮名加工情報が新設されたことに伴い、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）」（以下「ガイドライン」という。）や「『個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン』に関するQ&A」（以下「Q&A」という。）等における仮名加工情報関係の記述を改めて整理するとともに、具体的な加工方法や、仮名加工情報を取り扱う場合の留意点等について加筆を行ったもの。
- また、制度編と事例編の2分冊形式とし、事例編では、従来の匿名加工情報に関する3事例に加え、仮名加工情報に関する2事例を追加。
- 今後、令和2年改正個人情報保護法の施行後の状況を見ながら、事例編を中心に改訂していくことを予定。

（※）本レポートは、法令、ガイドライン及びQ&Aに準拠するものであり、事業者等が仮名加工情報や匿名加工情報を作成し取り扱う際に参考となる事項、考え方を示そうとするものである。

「制度編（仮名加工情報）」について

（１）仮名加工情報を利用する際の考え方

- 仮名加工情報の利用を促進するため、個人情報、匿名加工情報及び統計情報と比較し以下の特徴があることを紹介。
 - 仮名加工情報は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超える利用目的の変更を本人の同意なく行うことが可能であること
 - 仮名加工情報は、匿名加工情報や統計情報と比べて個人ごとの特徴を詳細に残して比較的簡便に加工を行うことができること

（２）仮名加工情報の作成に当たって求められる加工

- 仮名加工情報の作成に当たって法令上求められる以下の加工基準について、ガイドライン、Q&A等の記載を踏まえ解説。また、仮IDへの置き換え等について追加的に説明。

＜仮名加工情報の加工基準（施行規則*第31条）＞

- ①特定の個人を識別することができる記述等の削除
- ②個人識別符号の削除
- ③不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除

※個人情報の保護に関する法律施行規則

「制度編（仮名加工情報）」について

（3）仮名加工情報の作成・利用に当たっての留意点

- 仮名加工情報の取扱いにかかる義務等を踏まえ、例えば以下の留意点について言及。

（ア）識別行為の禁止（法^{*}第41条第7項、法第42条第3項）

- 複数の仮名加工情報の作成後にそれらを突合する場合には、突合した時にどの程度特定の個人の識別につながる可能性があるかを予め想定して、作成元の個人情報のどの項目をどのようなレベルで加工するかについて統一した基準を定めておくことが望ましい。

（イ）本人への連絡等の禁止（法第41条第8項、法第42条第3項）

- 本義務に抵触する取扱いを未然に防止する観点から、仮名加工情報を作成する際は、本人到達性のある記述等（携帯電話番号、電子メールアドレス、SNS等のID、広告識別子やCookie ID等）を削除等することが望ましい。

（ウ）漏えい等発生時の報告義務及び本人通知義務の免除（法第41条第9項）

- 仮名加工情報は、加工により本人の権利利益を侵害するリスクが相当程度低減されているため漏えい等報告義務及び本人通知義務が免除されているが、漏えい時のリスクを一層低減させる観点から、共用性のある記述等（携帯電話番号、電子メールアドレス、SNS等のID、業界横断型ポイントカードID等）の削除等や、利用目的を達成するために必要最小限の情報への加工を行うことが望ましい。

※個人情報の保護に関する法律。以下同じ。

「制度編（仮名加工情報）」について

（工）安全管理措置（法第23条、法第42条第3項）

- リスクに応じた必要かつ適切な安全管理措置を講じなければならない。
- 通則ガイドラインを参考に安全管理措置を講ずることに加え、以下のような措置を講ずることも有益である。
 - ✓ 仮名加工情報を作成元の個人情報や削除情報等と区別して保管する。
 - ✓ 仮名加工情報を長期間保有する場合は、特に利用目的を達成するために必要最小限の情報への加工を行う。
 - ✓ 仮名加工情報の暗号化を行う。

（オ）第三者提供との関係（法第41条第6項、法第42条第1項、第2項）

- 仮名加工情報は、法令に基づく場合並びに委託、事業の承継及び共同利用の場合を除いて、第三者に提供してはならない。
- 共同利用により仮名加工情報を提供する場合、本人が、自らに係る仮名加工情報がどのように取り扱われることとなるか、利用目的から合理的に予測・想定できるよう、共同利用する者の利用目的をできる限り特定し公表しなければならない。
- 自らが作成した仮名加工情報を共同利用により別の事業者提供し、当該別の事業者において、当該仮名加工情報と当該別の事業者が作成した別の仮名加工情報とを突合した上で用いる場合、これが利用目的から合理的に予測・想定できるようにしておくことが重要。

「事例編（仮名加工情報）」について

事例編では、従来の匿名加工情報の関する3事例に加え、仮名加工情報に関する2事例を紹介。

- **事例1 事業者が持つ一つのデータベースに含まれる個人情報を仮名加工情報に加工し利用目的を変更して利用する事例**
 - 食品のオンライン通信販売事業を行う事業者が、新規事業として実店舗事業を計画するために、オンライン通信販売事業により取得した購買情報から仮名加工情報を作成し、利用目的を変更した上で、ある地域においてどのような顧客層がどのような商品に関心を有しているかを分析する事例
 - 個人属性情報については一定の加工を行った上で、購入履歴情報についてはできる限り加工せずに分析するとの方針の下、各項目の加工方法等を示した。

- **事例2 事業者が持つ複数のデータベースに含まれる個人情報からそれぞれ仮名加工情報を作成し利用目的を変更した上で同一の個人ごとに仮名加工情報を突合して利用する事例**
 - 複数の実店舗による事業とオンライン通信販売事業を行う事業者が、それぞれ異なる利用目的を特定していた実店舗のポイントカードを通じて取得した会員情報と、オンライン通信販売事業に関連して取得していた購買情報からそれぞれ仮名加工情報を作成し、共通の利用目的に変更した上で突合し、顧客が実店舗とオンライン通信販売をどのように使い分けているかを分析し、より効率的な販売促進戦略を構築する事例
 - 仮名加工情報同士を突合する場合の、識別行為禁止義務への抵触防止措置の具体例を紹介。